

令和5年10月27日

第10回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年10月27日(金) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員
山口委員 堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 宮田委員 高橋委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 古谷委員
(推進委員1名) 三本委員

5. 出席職員 (事務局3名) 坂本次長 徳永主幹 大崎係長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和5年第10回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>坂本次長</p> <p>本日は局長が欠席です。また、5番三本委員と7番古谷委員から欠席の連絡をいただいています。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>随分しのぎやすくなりました、皆さんお集まりいただきありがとうございます。本日は5つ議案がありますが、適切にご審議をよろしくお願ひします。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は12番 谷脇（裕）委員、13番 谷脇（督）委員、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>徳永主幹</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
意 見	<p>4番 鍋島委員</p> <p>昔は芋を植えていたようですが、現在は完全に山林になっており、問題ありません。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>何かご意見はありませんか。特にご意見がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号1について、譲受人は、水稲と野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま す。 譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き水稲を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	4番 鍋島委員 譲受人は違うところで米を作っていたが、あまりにも猪が来るので、元の田は畑にして別の農地を探していたそうです。申請地を買って米を作るとの事であり、問題ありません。
審 議	中西会長 皆さんからご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永主幹 補足説明します。 農地の区分については、周辺に駅等なく、甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地（第2種農地）となります。 本申請は許可前に転用事業を行っている件について、始末書が提出されています。 申請の農作業舎の建築であり、農作業車や家族の車を駐車するためにカーポートを構築する必要が生じ、当該地は、農作業の効率性、農産物の出荷の効率性、従業員の休息、用排便の利便性などから考察して適地であり、やむを得ないものと認められます。 資力及び信用については、土地整備費〇〇万円、農作業舎建築費〇〇万円、階段設置工事費〇〇万円、カーポート設置工事費〇〇万円、合計〇〇万円を自己資金により整備し、事業の振込確認の写しも提出されていることから、全額支払い済みである確認をしています。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が令和4年3月31日からとなっており、すでに転用事業を実施済みです。 計画面積の妥当性について、転用面積130㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。 造成計画については土量を填圧整地し地盤強化しています。整地計画は、コンクリート塗りをします。また排水計画について農産物の洗浄水は、水管を敷設して南側のグレーチングに導入し南側の道路側溝に放流します。雨水は表層傾斜を設けて自然放流及び南側のグレーチングに導入して道路側溝へ放流します。道路側溝への放流については支障ない旨を須崎市建設課へ確認しています。進入計画については、南側市道から進入します。 なお、周辺に農地はないため、周辺営農については問題ないものと判断します。

議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	3番 高橋委員 最近始末書をつけて転用を行う案件が多いですが、同じ人が何度も始末書付きの申請を行っても構わないのでしょうか。そうであれば、全ての申請が始末書をつけていけば問題ないという事にならないのでしょうか。 中西会長 転用の許可は、あくまで妥当性があるから許可されるものですので、始末書がつけられているから構わないというものではないです。
審 議	中西会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議については、農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永主幹 補足説明します。 農地の区分については、申請地は10ha以上の集団の広がりのある第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4号に規定される集落に接続して設置されるもの

	<p>に該当し、不許可の例外規定に当てはまると思われます。</p> <p>申請地目は登記が田、現況が畑となっております。</p> <p>許可前に、嵩上げをし、造成した件について始末書が提出されています。</p> <p>目的は個人住宅の建築であり、現在は、マンションの一室で生活中であるが、子供が2人となり、生活が困難になり、また自然環境がよく災害に関する危険個所がない立地条件の整った、当申請地に自己用住宅を建築する必要が生じやむを得ないものと認められます。</p> <p>資力及び信用については、土地取得費〇〇万円、土地造成費〇〇万円、建築費〇〇万円、合計〇〇万円を自己資金および借入金により整備する計画であり、金融機関の残高証明書および融資の見込みを証する書類の写しも提出されていることから、資力には問題ないと判断しています。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期が許可日から令和7年3月31日となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性について、転用面積415㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。</p> <p>造成計画については厚さ30cmの盛土を行い造成します。整地計画は、コンクリート打設部分、人工芝および砂利敷部分により整地します。また排水計画について雨水は全面自然浸透及び南側水路に排水する計画です。生活排水については、家庭排水は埋設した排水管により、合併浄化槽を経て南側既設水路側溝へ排水します。雨水については、周囲にブロックを積み周辺農地に流入しないように堰き止めて、勾配により南側既設水路側溝へ流入させます。家庭菜園部分は自然浸透です。また側溝所有者には排水同意が得られています。</p> <p>進入計画については、隣接する個人所有の公衆用道路を利用し進入する計画です。所有者からの通行承諾書が提出されており問題ないものと判断します。</p> <p>なお、周辺農地への影響については、同意が得られており問題ないものと判断します。</p> <p>議 長 中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>意 見 4番 鍋島委員 申請せずに埋め上げをしていたところを止めて、転用の申請をするよう指導したのになります。</p> <p>中西会長 他に何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
--	---

審 議	中西会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	大崎係長 【整理番号R5-18及びR5-19について別冊をもとに朗読】
補足説明	大崎係長 利用権設定等の補足説明をします。 整理番号R5-18について、借受人の主たる経営作物はみょうがで、構成員は4人、内1人が専従者となっております。整理番号R5-19について、借受人の主たる経営作物はきゅうりで、構成員は2人、内1人が専従者となっております。 基本構想では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなり、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
意 見	中西会長 今回の申請は2件とも新規でしょうか。

	<p>大崎係長</p> <p>整理番号R5-18の方については、先月利用権設定をした分に受付が間に合わなかったものがあり、追加での設定になります。整理番号R5-19については新規になります。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>他に何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>徳永主幹</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>坂本次長</p> <p>JA まつりについて</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>ないようでしたら、以上で第10回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 午後 2時35分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 2 番

1 3 番